

授業名称：地理空間情報の提供・流通を図るための個人情報や

二次利用に伴う著作権等の取扱い

シラバス

(地方公共団体向け)

概要：

平成 19 年 5 月に「地理空間情報活用推進基本法」（以下「基本法」という。）が成立し、平成 20 年 4 月には基本法に基づく「地理空間情報活用推進基本計画」（平成 20 年 4 月閣議決定、以下「基本計画」という。）が策定され、「地理空間情報高度活用社会」の実現を目指すためには、地理空間情報の提供・流通の促進が重要。

この講義では、その際に発生しうる個人情報保護・知的財産権の権利処置などの問題及びそれに対処するための基本的な考え方について学ぶ。

学習目標：

本講義では、個人情報保護・知的財産権の権利処理などの地理空間情報を扱う際に発生しうる問題及びそれに対処するための基本的な考え方について習得する。具体的な目標は以下の通り。

- ・個人情報保護・知的財産権の権利処理など地理空間情報を扱う際に発生しうる問題について理解する。
- ・これらの問題への対処に関する基本的な考え方について理解する。

受講対象：

地方公共団体等において、GIS に関連する業務に従事している者、もしくは GIS に関する基礎知識は有しており、今後、専門性を高めたい意向がある者等

- (1) 地方公共団体の情報部門の人材
- (2) 地方公共団体の情報部門以外に所属し、GIS の活用が期待される業務に従事する人材
- (3) その他、地域行政に関連する組織に所属し、GIS の活用が期待される業務に従事する人材

教育手法：

講義

担当講師及び講師の必要要件：

政府における検討状況及び国、地方公共団体における実務の実態を把握していること。

参考資料：

- (1) 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン、地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン

キーワード：

個人情報保護、知的財産権 等